

とちぎ食の安全・安心推進会議（第34回）議事録

1 日 時 令和7(2025)年7月14日(月) 13:30~15:30

2 場 所 栃木県公館大会議室(宇都宮市昭和1-1-38)

3 出席者(名簿順)

- (1) 出席委員 荒牧委員、石井委員(会長)、今村委員、菊地委員、塚原委員、中村委員(副会長)、服部委員、藤波委員、堀口委員、前田委員、室井委員、茂木委員、和久井委員
- (2) 欠席委員 小菅委員、野澤委員、松本委員
- (3) 事務局(県) 斎藤保健福祉部次長、高山農政部次長、小島保健福祉部参事兼医薬・生活衛生課長 ほか

4 議事録

【司会】

ただいまから第34回とちぎ食の安全・安心推進会議を開会いたします。

はじめに、本日の予定を説明させていただきます。今回は委員の改選がございましたので、開会挨拶の後、委員の皆様を御紹介申し上げ、続いて会長及び副会長の選任をお願いいたします。その後、議事に入りますが、報告事項も含めまして、おおむね午後3時30分を終了の予定としております。御協力をよろしくお願いいたします。

次に、委員の出欠につきまして御報告いたします。本日は委員名簿にあります16名の委員のうち、13名の委員に御出席をいただいております。従いまして、とちぎ食の安全・安心推進会議規則第5条第2項の規定に基づきまして、過半数の委員の出席を満たしており、本会議が成立していますことを御報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして、栃木県保健福祉部次長から御挨拶申し上げます。

【保健福祉部次長】

皆様、本日は雨の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは第34回とちぎ食の安全・安心推進会議の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、日頃から食品安全行政の推進をはじめといたしまして、県政全般にわたり格別な御理解と御協力を賜りまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、「食」は私たちが健康で豊かな生活を送る上で欠かすことができないものであり、また、食の多様化やグローバル化の進展に伴い、食への関心が一層高まっているところでございます。このため県では、食品の安全性の確保を県政の重要な柱の一つとして位置づけ、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(4期計画)に基づき、庁内関係部局はもとより、関係団体や食品関連事業者の皆様と一丸となって、生産から消費に至るまでの食の安全・安心の推進に向け、様々な施策を計画的かつ一体的に展開しているところでございます。また、先月には大阪・関西万博におきまして、本県の魅力あふれる自然や歴史、文化、栃木の食等のPRを行ったところでございます。今後とも安全・安心でおいしい食を

通じて、本県の認知度向上やインバウンド拡大にも取り組んで参りたいと思っておりますので、委員の皆様方からのお力添えもよろしくお願い申し上げます。

本日の会議では、令和8年度からのとちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画の5期計画の策定に向け、前回の会議で御審議いただきました骨子に基づき、計画の素案をお示ししたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から忌憚のない御意見を賜れたら幸いでございます。結びになりますが、本日の会議が御参加の皆様にとって有意義な場となりますよう祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【司会】

続きまして、委員を御紹介いたします。本日の会議は、委員改選後、初めての会議でございます。本来であれば、皆様お一人お一人に辞令をお渡しすべきところですが、時間の関係もございますので、お手元の資料とともに、机上に辞令を置かせていただきましたので、御了承願います。

【事務局】

それでは今回、委員に御就任いただいた皆様を御紹介いたします。荒牧欣子 様、石井晴夫 様、今村光代 様、菊地正幸 様、塚原政雄 様、中村好一 様、服部貴子 様、藤波一博 様、堀口逸子 様、前田勇 様、室井真佐美 様、茂木信幸 様、和久井要子 様です。また、先ほども御案内させていただきましたが、本日は欠席されておりますが、小菅哲男 様、野澤克子 様、松本富男 様にも委員に御就任いただいておりますので御紹介申し上げます。

【司会】

それでは続きまして、会長、副会長の選出を行います。会長、副会長は、とちぎ食の安全・安心推進会議規則第4条の規定により、それぞれ1名を委員の互選により選出することとなっております。いかがいたしましょうか。お願いいたします。

【委員】

会長には、石井 晴夫委員、副会長には 中村 好一委員を推薦します。

【司会】

会長には石井委員、副会長には中村委員との御意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。

【委員】

異議なし

【司会】

異議がないようですので、会長を石井委員、副会長を中村委員をお願いすることといたします。よろしくお願いいたします。

石井会長、中村副会長、正面のお席に御移動をお願いいたします。

それでは石井会長、御挨拶をお願いいたします。

【会長】

石井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今日の次第に明記されておりますけれども、本日の会議は第34回ということで、とちぎ食の安全・安心推進会議もたくさん歴史を刻んで参りました。この間の県を挙げた取組は、本当に目を見張るものがございまして、栃木県の農産物や食品は様々な分野で国内外におきましても非常に認知度が高くなっております。先ほど、保健福祉部次長からもお話がございましたように、関西・大阪万博では栃木県のコーナーが設けられて大変な人気を博していると聞いております。そして、また、国内外、海外でも香港を中心に栃木県の農産物が大変人気を集めております。価格も高いですけど、飛ぶように売れるということで、栃木県の知名度は非常に高まっており、嬉しい限りでございます。

そのような中で、地道な取組、県や委員の皆様の日々の御尽力、御努力によりまして、様々な取組が功を奏していると言っても過言ではないと思います。これからも安全・安心な栃木県の食品を国内外に更に広めていくということが非常に重要であると思っております。最近、トランプ関税ということで、輸出に対しては逆風が吹いております。

しかし、このトランプ関税に関しましても終着点は明らかではございません。ですから、それにめげることなく、日々の努力、そして県を挙げた対応が非常に重要になってきていると思っております。食品関係では産業連関表を経済産業省が毎年出しております。その中で、飲み水も食品の重要な役割を担っております。先般、中央環境審議会から答申がございまして、PFOA、PFOS、この有機フッ素化合物が地下水を中心とする水に混入していたというところがございまして、環境省を挙げて全国の一斉点検を数年前から始めまして、この中央環境審議会からの答申を受けて、来年度から水道法の水質基準が現在51項目ございますが、52項目目に入る予定になりました。その中で、栃木県の飲料水は美味しくてフレッシュで本当に安全だと、また、我々が非常に大事にしている農業用水、そして地下水がこの農産物、なかがわ水遊園を見ていただくと分かるのですけれども、栃木県の地下水や漂流水、伏流水、どれをとっても、きれいな水であるということが立証されております。安全・安心な食品の一部でもございます水に関する観点からも、大いにPRをしていきたいと思っております。委員の皆様には5期計画の策定にも御尽力いただいておりますので、引き続き御指導、御鞭撻を賜りながら、中村副会長と一緒に、新たな計画策定に邁進して参りたいと思っておりますので、引き続き、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

【司会】

会長、ありがとうございました。

副会長、御挨拶をお願いいたします。

【副会長】

中村でございます。名簿には自治医科大学名誉教授と書いておりますけれども、宇都宮市の保健所長を務めております。先日、宇都宮市の食品衛生協会の総会に来賓として出席しまして、その時に挨拶をする機会をいただいたのですが、市民へのいい行政サービスの提供のためには、お金が必要であり、宇都宮市外からお客さんに来ていただき、市の財源につなげるという点では、お客さんを歓迎するための食べ物というのは非常に大切だとお伝えしま

した。土産物がそうですし、飲食店もそうです。そこでベースになる食の安全・安心を支えるために、皆さん日々、努力されているわけですが、県全体としても同じことが言えると思います。そういうことで、微力ではございますけれども、栃木県の食の安全・安心を支える本会議の一助となるように努力して参りたいと思いますので、何卒よろしくお願いたします。

【司会】

副会長、ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。この後の進行につきましては、会議規則第5条に基づき、会長にお願いたします。

【会長】

それでは議事に入りたいと思います。議題（1）とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（4期計画）の令和6（2024）年度の各種施策の実績についてから始めたいと思います。まず、事務局から御説明をいただいた後に、委員の皆様から御意見、御質問等をお受けしたいと存じます。それでは、早速ですが、事務局から御説明をお願い申し上げます。説明は着座のままです。

【保健福祉部参事兼医薬・生活衛生課長】

それでは議題（1）とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（4期計画）の令和6年度の各種施策の実績について御報告をさせていただきます。

本日は今年度第1回目の会議でございまして、前回2月の会議以降、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（4期計画）の令和6年度の各種施策の実績の前に、当該計画につきまして簡単に御説明させていただきます。お手元のとちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（4期計画）の冊子を御用意いただきたいと思います。基本計画自体はこの冊子の40ページから41ページにかけて記載があります、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例第8条に基づき、平成20年3月に初めて策定となりました。4期計画では、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としており、今年度は5年目、最終年度となります。この冊子の始めから2枚おめくりいただき、1ページ目を御覧ください。この4期計画策定の趣旨でございます。この計画は、食の安全の確保に向けた施策を継続的に推進することを基本に据え、国の施策や食中毒の発生状況など、食を取り巻く状況の変化と課題を踏まえ、生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を一貫して確保することを目指して策定されたものであります。

計画の基本的な考え方につきましては、2ページの上の部分を御覧ください。3つの基本的な考え方により施策を体系化し、総合的かつ計画的に推進することとしております。

まず、1つ目の「生産から販売に至る各段階における食の安全の確保」では、事業者による自主的な取組を推進するとともに、行政による監視指導等により、食品の安全性と信頼性の確保や、生産から販売に至る各段階において、環境に調和した事業の推進を図ることとしております。

次に、2つ目の「食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化」では、総合的な食品安全行政を推進するため、関係機関の連携を強化するとともに、食品等事業者に対する監視指導体制の充実強化をはじめ、危機管理体制の強化を図ることとしております。

続きまして、3つ目の「消費者の食に対する信頼性の確保」におきましては、食品の安全性に対する県民の信頼を確保するため、消費者、事業者、行政等関係者間の情報共有及び相互理解の推進を図ることとしております。2ページの下の部分には、「施策の体系と展開」のイメージ図がございます。

「消費者の食に対する安心は、消費者が「事業者」や「行政」の取組について理解を深め、信頼によってはじめて確保・維持される」という考えのもと、「消費者」「事業者」「行政」が一方通行の関係ではなく、それぞれの役割について、互いに正しく認識し合い、相互の理解を深めながら、この三者が一体となって、5年間の様々な取組を着実に推進させていくという関係性を、模式的に示しているものでございます。続きまして、3ページ及び4ページは「施策体系」及び「目標値」が記載されております。先ほど御説明申し上げました、3つの基本目標に対しまして、14の施策目標を設定し、これに関連する45の個別事業を掲げております。4期計画では、これらの事業に対し全体として20の指標を設定し、各種施策の展開を図っているところでございます。それぞれの指標につきましては、各年度において進捗管理を行いながら、計画期間の最終年度である今年度、令和7年度の達成目標値として設定しております。なお、毎年進捗管理におきましては、目標値の考え方に基づき、各種施策の実績を評価するとともに、本会議の後、9月の県議会への報告を経て県民の皆様公表することとしております。

本日は、令和6年度の実績報告として御説明させていただくこととしております。4期計画の概要については以上でございます。

続いて4期計画に基づく令和6年度における各種施策の実績につきまして、御説明させていただきます。お手元の資料No. 2を御覧ください。この資料は、令和6年度食の安全・安心・信頼性の確保に向けた施策に関する報告書の素案でございます。表紙にその旨の記載がなく、大変申し訳ございません。

この報告書の素案は、4期計画の基本目標ごとに、令和6年度の各種施策の実績報告及び各指標の進捗状況をまとめたものとなります。構成といたしましては、表紙をおめくりいただき、2枚目裏面に目次、続く1ページ目に、先ほど御説明させていただきました4期計画の位置づけや趣旨、基本的な考え方が示されており、更におめくりいただきますと2ページ及び3ページにわたり施策体系を、続きまして4ページから6ページにかけて20の指標ごとに目標値の進捗状況を掲載しております。7ページからは「事業の実績」といたしまして、3つの基本目標に設定されている14の各施策目標における個別の事業内容について（1）目標値、（2）指標の進捗状況及び（3）事業の実施状況として、それぞれの目標を達成するために実施しました令和6年度の実績について、取りまとめております。以降、同様の形式で施策目標ごとに整理しております。

各施策の目標値につきましては、4期計画の最終年度である、令和7年度における目標値

ではありますが、年度ごとの各目標値に対する進捗状況として報告させていただくものでございます。

本日の会議におきまして、令和6年度の実績について委員の皆様にご説明させていただき、御意見をいただきながら、最終年度である令和7年度における各種施策を更に推進して参りたいと考えております。

それでは、まず、農政部所管の事業から御説明させていただきます。

【農政部次長】

それでは続けて説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。今御覧いただいている資料2の報告書の7ページを御覧ください。時間の関係もございますので、目標値の実績を中心に報告をさせていただきます。7ページ最上段の四角の部分ですが、基本目標1(1)の1つ目の施策目標として①安全で環境に調和した農産物の生産の推進を掲げております。4期計画では、GAPの実践により、農薬の適正な使用の徹底、化学肥料や化学合成農薬の使用低減、安全で環境と調和した農産物の生産を推進していくこととしております。GAPと申しますのは、農業生産工程管理のことでございまして、農産物の食品の安全、環境の保全、作業者の安全を確保するため、農産物生産の各工程で作業などの記録点検評価を行い、生産の工程を改善していく取組でございます。1つ目の指標「ア. 県GAP規範に基づく取組及び農場点検を行う組織」ですが、(1)のとおり令和6年度の農場点検の実施率は、前年度から2ポイント増えまして、51%でございます。達成状況といたしましては、最終年度の目標値から割戻したものを年度目標と捉えますと、令和6年度の目標値は54%ということになりますので、3ポイントほど未達ということになります。わずかにございますが、下回った要因といたしましては、(2)にございますけれども、国が国内で様々なやり方があるGAPにつきまして、一律に国際水準に引き上げるとの方針を示したことから、今後の取組をどうするかという検討をしているという場面もあったということございまして、こうした影響もありまして、わずかに到達しなかったということでございます。

一方、対象としているJAグループの生産部会などでは、過半で実施していただくところまで来たということで、一定の進捗はあったかと考えております。また、(1)の2つ目の指標「イ. 農薬使用者・農薬販売者に対する立入検査数」では、令和6年度は207件の実績となりました。立入検査の結果、農薬使用者や農薬販売者に対し、適切な農薬の管理と使用について改善指導を行って参りました。3つ目の指標「ウ. 天敵農薬の使用面積」について、令和6年度は、前年度から77ha増え、1,285haとなりました。天敵農薬とは、農薬として登録された害虫を食べる昆虫や微生物などのことでございます。引き続き、こうした天敵農薬の活用を含む総合的病害虫雑草管理、いわゆるIPMの様々な手法について、圃場での実証試験を通じ、それぞれの生産にあった効果的な方法の普及に引き続き取り組んで参ります。

次に10ページを御覧ください。2つ目の政策目標②安全で環境に調和した畜産物の生産の推進でございます。この政策目標では、畜産物の生産において、家畜の飼養衛生管理の更なる向上や動物用医薬品の適正使用などを図ることにより、安全・安心で環境と調和した畜産物の供給を推進していくこととしております。

1つ目の指標「ア. 動物用医薬品、飼料に関する指導・検査数」では、毎年100件を目標としているところ、令和6年度は137件の立入検査を行いました。この結果、売り場において、動物用医薬品とその他の雑品が混在して販売されていたなどの事例につきまして、販売事業者等に対する改善指導を行い、適切な動物用医薬品の管理や使用の推進を図りました。

2つ目の指標であります「イ. HACCP方式に基づく管理手法の指導」につきましては、HACCPを取得している、又は取得を目指す畜産農家を対象として指導することとしており、令和6年度は全19戸の農場に対して実施しました。HACCP方式に基づく管理手法とは、農場における衛生管理を向上させ、安全な畜産物の供給を推進するため、HACCPの考え方を取り入れ、危害要因を防止するための重要管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことにより、農場段階での危害要因をコントロールする手法でございます。今後も既に認証を取得している農場に対しては、構築したシステムを適切かつ継続的に運用していくよう指導をしていくとともに、これから認証を受ける農場につきましては、認証取得に向け指導し、畜産物の安全確保につなげて参ります。3つ目の目標「ウ. 人獣共通感染症のサーベイランスの強化」につきましては、鳥インフルエンザウイルス浸潤状況を確認するため、毎年検査することになっており、令和6年度は26戸の実績となっております。目標の30戸には達成しておりませんが、この理由でございますが、昨年度に、特定家畜伝染病防除指針が改正されて、検査対象戸数が見直され、改正前より減ったということでございます。検査の結果は全戸で陰性でございまして、今後もリスクが高まる冬場を中心として検査を実施し、鳥インフルエンザの発生防止を図って参ります。続いて14ページになります。

3つ目の政策目標③安全で環境に調和した水産物の生産の推進について説明いたします。ここでは、水産物の生産において、水産用医薬品の適正使用等の養殖衛生管理の更なる向上や放射性物質検査の徹底を図ることにより、安全・安心で環境と調和した水産物の供給を推進することとしております。1つ目の指標である「ア. 養殖等経営体に対する養殖衛生管理指導」では、県内の57の全養殖場等に対し、病気の被害や医薬品の使用状況の実態調査を行うとともに水産用医薬品の適正使用を指導し、病気の軽減や養殖業の安全性確保に向けた取組を推進いたしました。2つ目の指標「イ. 各漁協管内における放射性物質モニタリング検査」では、令和6年度全ての水域において検査を実施しました。引き続き、放射性物質モニタリング検査の実施により、水産物の安全性を確保して参ります。

農政部からの説明は以上といたします。

【保健福祉部参事兼医薬・生活衛生課長】

それでは続きまして、資料の17ページを御覧ください。環境森林部及び保健福祉部の事業の主な項目につきまして御説明させていただきます。

基本目標1の(2)製造・加工・流通・販売段階での安全確保におきまして、施策目標に定めております、①食品等事業者による衛生管理の推進について御説明いたします。食品等事業者による衛生管理につきましては、改正食品衛生法の完全施行により、令和3年6月から原則として全ての食品等事業者においてHACCPに沿った衛生管理の取組が義務化されたところでございます。このHACCPシステムにつきましては、御存知かとは思いますが、食品製

造施設、また、製造する食品ごとに、原料の受け入れから製造、製品の出荷までの一連の工程におきまして、食中毒などの食品由来の、健康被害を引き起こす可能性のある衛生上の危害要因を科学的根拠に基づいて適切に管理する国際標準としての手法であります。

資料1の4期計画の冊子の12ページを御覧ください。12ページの下の方でございますが、HACCPの義務化につきましては、大きく2つに分けられておりまして、左側の食品を取り扱う従業員が50人以上の大規模事業者につきましては「HACCPに基づく衛生管理」として、事業者自らが原材料や製造方法等に応じて衛生管理計画を作成、実施することとされております。一方、右側の一般の飲食店などの従業員数が50人未満の小規模事業者や主に小売販売を行う事業者につきましては、作業工程がおおむね共通しておりますことから、各業種の業界団体が作成している手引書を参考としながら簡略化されたアプローチにより「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を行うこととされております。県といたしましては、食品等事業者の規模や製造する食品等に応じまして、HACCPに沿った衛生管理の導入、定着を促進することを目的に、大規模事業者に対しては、本庁が主体となって編成している監視指導チームである専門監視の実施により、また、小規模事業者に対しましては、健康福祉センター、いわゆる保健所が実施する、HACCPの取組具合をチェックするための、対象事業者の衛生管理として基本となる5項目点検表を活用しながら、丁寧な個別指導を実施することを指標としております。

先ほどの資料2の報告書の素案の17ページにお戻りください。ア. 大規模事業者への専門監視件数につきましては、年間20施設の実施を目標としておりますところ、令和6年度におきましては、22施設と目標値を達成しております。この指標におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和3～4年度は監視件数が減少し、目標未達成でありましたが、令和5年度以降は年間の監視件数の増加を図り、積極的に対応したことにより、昨年度に引き続き目標値を達成しております。県といたしましては、食品等事業者に対する、食品の自主検査を含めたHACCPに沿った自主衛生管理の定着促進を更に図っていく一方、食品の安全性の確保に向けて、事業者へのフォローアップを含めた行政としての取組も重要であると認識しておりますので、今年度も引き続き、目標値の達成に向け、計画的かつ効率的な食品衛生監視指導に取り組んでいるところでございます。続きまして、イ. 小規模事業者のHACCPの取組具合の確認状況ですが、これにつきましては、年度ごとの目標値は設定しておりませんが、年度ごとに5項目点検表に対する取組具合の進捗を確認することとしております。なお、目標値としましては、最終年度である令和7年度に平均4項目以上の実施としております。この点検対象の5項目につきましては、①HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書を活用しているか、②その手引書は、自分の施設の衛生管理や作業工程が当てはまるか、③原料の受け入れや手洗い、健康管理などの一般衛生管理は設定されているか、④温度設定等の重要管理ポイントは設定されているか、そして、⑤それらの衛生管理を適切に行い、それがきちんと記録、保存されているか、の5つであり、HACCPシステムの基本でございます。この指標は、令和3年6月からの累計により算出しております。令和6年度は令和5年度に比べ、0.3ポイント上昇し、平均3.4項目となっております。

引き続き、食品等事業者それぞれの HACCP の理解度に応じまして、HACCP に沿った衛生管理の導入・定着が着実に進むよう、製造所等の規模、製造する個別の食品やその工程を踏まえながら、丁寧に対応して参ります。

なお、県独自の食品自主衛生管理認証制度でございます「とちぎ HACCP」につきましては、平成 17 年の制度の開始以降、県内の食品等事業者の衛生水準の向上を目的としまして、この 4 期計画におきましても認証取得の促進を図っているところでございますが、先ほども触れさせていただきましたが、令和 3 年 6 月の改正食品衛生法の完全施行により、原則として全ての事業者において、HACCP に沿った衛生管理が義務化となり、業界からダブルスタンダードになっているとの御意見も頂戴しております。この件につきましては、他自治体でも同様の課題となっております。現在、認証機関である公益社団法人栃木県食品衛生協会、そして公益財団法人栃木県保健衛生事業団とも御相談させていただきながら、今後について検討しているところでございます。

続きまして、同じく資料 2 の 22 ページをご覧ください。基本目標 1 の(2)の施策目標②食品等事業者に対する監視指導の充実についてでございます。目標値の表の指標名アからウに記載があります、食品関係施設に対する監視指導、食品表示合同監視指導、食品検査の実施につきましては、栃木県食品衛生監視指導計画に基づき、健康福祉センター、いわゆる保健所を主体として、その実施率 100%を目標としているところであり、令和 6 年度の結果といたしましては、まず、ア. 食品関係施設に対する監視指導につきましては、目標とする計画数 6,160 件に対しまして、達成数 6,474 件、達成率 105%となっております。

次に、イ. 食品表示合同監視指導につきましては、令和 6 年度におきましては、目標計画数 48 店舗に対しまして、達成数 54 店舗、達成率 113%でした。目標店舗数についてですが、令和 5 年度までは 86 店舗としておりましたが、令和 6 年度は 48 店舗としております。これは、対象施設にスーパーやドラッグストアなど大規模販売店も含めていたところを、これまでの監視指導の結果等から、不適切な食品表示が継続的に確認されている施設として、農産物直売所、道の駅などの物産店など、県域事業者が製造した食品を主体として取り扱う店舗に重点を置いたことが原因でございます。丁寧な指導・助言が必要で、監視時間が長くなること等を考慮しつつ、5 年で一巡することを目標として年間目標店舗数を設定してございます。続きまして、ウ. 食品検査の実施につきましては、計画数 1,814 件に対しまして、達成数 1,877 件、達成率 104%でした。食品検査の計画数についてですが、令和 5 年度は 2,161 件としておりましたが、令和 6 年度は 1,814 件としております。これは、検査対象品を主に県内で製造された食品や、これまで違反が確認された食品等を重視するとともに、食品等事業者における食品の自主検査を含めた HACCP に沿った衛生管理の定着具合を勘案し、改めて調整したものでございます。

以上、主な事業を中心に申し上げて参りましたが、これらの項目以外の、先ほど農政部次長から説明がありました、基本目標 1 の生産段階での安全確保のほか、基本目標 2 及び 3 に関する各種施策はおおむね目標値を達成しております。

一般県民の方々との直接的な意見交換につきましては、食の安全に関するリスクコミュ

ニケーション in 県庁をはじめ、食品安全セミナー、食品安全教室の他、子育て世代を対象としたリスクコミュニケーションを開催し、様々な年齢層に対しまして食品の安全性に対する相互理解の深化を図ることができました。

以上のように、4期計画の大きな柱でもあります、食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションやSNS、YouTubeを含む情報発信の実施等につきましても計画に沿って実施されておりまして、これらのことを含め4期計画全体としては、令和6年度は順調に進捗していると考えております。この4期計画の推進に当たりましては、最終年度である今年度も、引き続き生産から消費に至るまで更なる食の安全・安心・信頼性の確保に向けて、それぞれの目標値を達成できるよう、各種施策に積極的に取り組んで参ります。

4期計画の最終評価につきましては、今年度の実績も含めまして、来年度の当会議で御報告させていただく予定としております。4期計画に基づく令和6年度の実績報告に関する説明は以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。詳細に令和6年度の評価結果を御説明いただきました。それでは御説明の内容につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

【委員】

丁寧な御説明をありがとうございました。農政も衛生も進捗していることが確認できました。私たちは、先ほどの食品表示の監視指導のところ（22 ページ）で説明を聞いているので、この数字を綺麗に追いかけることができると思いますが、初めてこの数字を見た人たちは母数が分からないと思います。例えば、5年で一周するという御説明がありました、私はそれがとても大事だと思っていて、5年で一周するから、それぞれの年度これぐらいの数が目標に上がっていて、それをきちんと達成できましたということが読み取れるようにできたらいいと思っています。ちょうど今5年間が出てきているわけですが、同じところを毎年見ているわけではありませんということが、この数字だけだとちょっと伝わらないというところを、1点危惧しているところです。それから、17 ページですけれども、目標値のイ、小規模事業者の HACCP の取組具合の確認の項目数があります。HACCP の項目数が 2.7、2.9、3.1 と上昇していることは全然問題ないのですが、そもそも 3.1 という項目はないですね。尺度としては、順序尺度になっているので 1、2、3、4、5 ではないでしょうか。平均がいいのではなく、全ての業者に 5 になってもらいたいとすれば、例えば分布で示すなり、3 以上の業者さんが全体の何%とかがいいのではないかと思われました。2.7 項目というのが実際はないので、3.4 項目というのもないから、例えば、真ん中をとると 2.5 だから、3 以上をとりあえず合格点としますよという話からすると、3 以上が何施設、4 以上が何施設、5 以上が何施設とか、施設数ではなくても割合とか、見た中での割合とかそのような感じにしないと、項目数が平均になっているのもおかしいと思いましたが、今はこれで仕方がないと思うのですが、今後に向けてどうするかというところを数字が並んでいて気づきました。先ほど、食品表示の監視指導について 5 年で一巡のところに関しては、特に 22 ページの 3 の事業実績の（1）目標値のイの令和 6 年の御説明で、今「86」から「48」と

母数が減ったところで、5年で一巡と御説明があったので、別に減っていて悪いのではないかという話にもならないと思いますので、やはりその辺がそれぞれの項目の中で、畜産の方もそうだと思うのですが、追記補足をしていただけるといいと思いました。以上です。

【会長】

ありがとうございました。それでは回答をお願いします。

【保健福祉部参事兼医薬・生活衛生課長】

ありがとうございました。御指摘いただきました点につきましては、資料ではそれぞれの一番右側の目標値の考え方として、コメントを書かせてはいただいているのですが、更に分かりやすくなるように、表現は考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。特に、委員の御指摘のところの17ページの目標値のイの小規模事業者のところの項目は直しておいた方がいいですね。

【保健福祉部参事兼医薬・生活衛生課長】

この項目につきましては御指摘のとおりですが、現状、4期計画の中で今年是最終年度となりまして、指標の見方が小数点を用いて全体的な平均点という形で進めて参りましたので、今回はこの3.4で御了解いただきたいと思います。今後このような形で指標として用いる場合は、表現を検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。委員よろしいですか。

ありがとうございます。他にございますか。

【委員】

今の関連の17ページのHACCPのところ、やはり気になるところは、大規模事業者自体は自分のところで割と衛生管理ができていて、それなりのリテラシーを持った職員が入っていると考えられる。問題は、やはりこの小規模事業者と感ずるのですけれども、この項目数の数字の見方は分かりましたが、この項目数が上がっています。それから、累計の施設数も当然増えていくわけですけれども、これは例えば、前年と今年は少し進んだとか、そういう進捗管理の数字が反映されているのかどうかというのが1つと、製造者によってリスクハザードが全く違うような気がします。そこに対して、この一律のところ、5項目でカバーできるのかを少し懸念したところです。それと、この5項目以外のところで、例えば、HACCPとか危害拡大を防ぐという点では、特にゾーニングは重要になると個人的に思うのですけれども、そういった推奨、設備投資とかも含めて難しいと思いますけど、小規模事業者に対して推奨的なものの関わりというのはあるのか、お聞きしたいと思います。

【保健福祉部参事兼医薬・生活衛生課長】

御質問ありがとうございます。まず進捗の反映状況ですが、小規模事業者につきましては資料2の18ページの説明を省略させていただいてしまったのですが、基本的に法改正の対象は全ての食品等事業者となりまして、実績にあります今回の3,383施設ですが、その母数としては約1万8千の製造業者となります。それに対して、17ページの括弧の中、これは

先ほど説明で触れさせていただきましたが、令和3年度からの累計になっておりまして、この差、令和5年から6年ですと、3,387から2,712を引いた数が、その年の新たに確認した事業者の数となります。

2つ目のリスクハザードの件でございます。5項目点検表は、HACCPに沿った、あるいはHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を導入しているかどうかという判定でございまして、衛生管理の中身ではなく、手引書があるか、手引書に沿った製造工程がその施設の製造している食品に合っているか、あるいは手洗い、掃除、衛生教育などの一般衛生管理がきちんとされているか、重要管理点として、温度の場合もありますし、異物の除去の場合もありますし、それぞれの業態によって、また、それぞれの施設、食品によって変わってくる場所もございまして、小規模事業者については、HACCPの考え方を取り入れて、加熱を何度以上にする、というようなことを記録しておくというようなことを推奨していくということでございますので、リスクハザードの細かなところは、この点検表には含まれておりません。もう1つ、小規模事業者へのHACCPに係る推奨ということでございますが、お答えになるかわかりませんが、HACCPの導入に当たりましては基本的に食品を製造する営業許可というものがございまして、法令に基づく施設設備の基準がございまして、これは必ずなければいけないのですが、HACCPについては、いわゆるソフトと言いますか、衛生管理のシステムに基づいて、きちんと管理基準が設定されて改善措置も規定されて記録・保存もされているかというような一連の流れですので、ゾーニングも含めて助言はできますが、HACCPの推奨としては御相談には応じていきますけれども、許可、その構造基準とは区別しております。以上でございます。

【会長】

委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にございますでしょうか。

【委員】

いくつか質問があるのですけれど、順番に聞いていきたいと思っております。まず14ページの目標値のAで養殖等経営体というのがありますけれど、これは栃木県の場合、海産物とかの養殖場ではなく淡水魚とかの養殖場になるのですか。

【農政部次長】

おっしゃるとおりです。例えば鮎とか鱒とかになります。

【委員】

そうしますと、海産物は県として指導対象外という認識でよろしいのですか。魚の場合、圧倒的に海産魚の方が多いと思います。そのあたりの管理はどういう考えでされているかを聞きたいのですが、いかがでしょうか。

【農政部次長】

海産物につきましては、数年前まで県内でトラフグの養殖を海水を使ったというよりも温泉水をうまく使ってやられていたようではございますけれども、今は事業を休止されていると聞いております。

【委員】

私が伺いたいのは、魚類の大半を占める海水魚等の安全管理とか指導に関しては、栃木県は管轄外だから、どういう形で行政がそこに関与しているのかは私も全く分からないのですが、そのあたりは県としてはどういうお考えでされているのかということをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

【委員】

海がないので、獲れてきた魚が県内を流通する段階になったら、飲食店に海水魚が入った時点で、管轄は衛生部局ですよ。

【保健福祉部参事兼医薬・生活衛生課長】

活魚の段階では、基本的にあまり食品衛生法の対象にはならないのですが、鮮魚などの形態になりますと、法に基づく営業として取り扱う場合は飲食店営業ですとか、魚介類販売業が対象となります。

【委員】

そうしますと、県としては海産魚介類も管理できるような体制にはあるということでしょうか。加工品に関してはそういうことになるのでしょうか。

【保健福祉部参事兼医薬・生活衛生課長】

魚介類に関しては水産食品製造業という業種が今回の法改正で新たな業種として設定されて、以前は魚肉練り製品製造業があったのですが、そのような製品については、必要に応じて当然 HACCP も関わるので自主衛生管理の結果も確認しますし、必要に応じて収去により、食品衛生法に基づく規格基準の検査をしております。

【委員】

分かりました。どうもありがとうございます。それと、先ほどから出ております、小規模事業者の HACCP のところなのですが、平均で出されているということは、従来どおりの評価で今年度も報告書を出されることは仕方のないことだと思うのですが、私が知りたいところは、その5項目の中のどの項目が一番達成度が低いのかということと、あとは特に HACCP の場合は重要管理点の設定というところが、私としては一番本質的なところと思われるのですが、5項目で基本計画には説明が入っている4番目のところの達成率はいかがでしょう。

【保健福祉部参事兼医薬・生活衛生課長】

御質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、ここでは単純に平均点を出して全体的な進捗をお示ししておりますが、5項目それぞれに特徴がありまして、手引き書を持っているかどうかは、ほぼ100%に近いです。一方で、重要管理点、CCPの設定はやはり一番低い状況でございます。そもそも大きな事業所ですと、HACCP チームがございまして、その衛生管理システムの組み立てから検証に至るまでノウハウもお持ちでしょうけれど、飲食店ですと記録自体も難しいということもよく耳にします。ただその HACCP の考え方ということになりますと、中心温度を例えば75度としますと、油が何度で何分揚げれば中心温度が何度になるというようなことを実証データとして確認できれば、CCPとして管理ができますよというようなことを助言しております。しかし、指導の現場では経験的に分かることは、英語

が非常に多いので御高齢の方々に対しては丁寧に繰り返し説明が必要でして、なかなか理解に至らないことが多く、HACCPは面倒だということになってしまいますので、その点は気を遣うようにしております。

【委員】

ありがとうございます。最後に一点、食品検査のことですけれど、収去などで検査をいろいろな項目でされていますが、今回いただいた資料の中にも、消費者へのアンケート結果が入っていたと思うのですが、その中で食品に対する不安の不動の1位が添加物ということになっていますが、検査項目の中でも添加物がどういう形で検査されているかというのが拝見しても分からなかったもので、資料の中に何らかの形で反映する手段がないのかということと、あとは消費者へのアンケートに関しても食品添加物は一概にくれない部分もあり、増粘多糖類とか調味料的なものや発色剂的なものいろいろな種類がありますので、消費者が食品添加物に対して特にどういった不安を持っているのかについて、調査・研究で少し意向調査をして、製造業も含めた幅広い調査結果の公表のようなことを考えられてはどうかと思いました。以上です。

【会長】

時間が押し迫って参りましたので簡潔に事務局でお答えがあればお願いします。

【保健福祉部参事兼医薬・生活衛生課長】

御意見ありがとうございます。添加物の検査項目につきましては、後ほど栃木県食品衛生監視指導計画の中で収去検査について御報告させていただきます。食品添加物については委員御指摘のとおり、アンケートでは常に食品について不安に思うことのトップでございます。従いまして、アンケートの調査の御意見もいただきましたが、リスクコミュニケーションに関する取組を行う際は、どのようなことが心配か、というようなアンケートを取り、テーマを設定することとしております。ネットアンケートも定期的には実施しているのですが、項目の制限もございまして、引き続き必要に応じて取り組んでいきたいと思っております。

【会長】

ありがとうございました。時間が大分迫って参りまして、まだこの後議題がありますので、議題（2）とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（5期計画）の素案について、事務局から御説明をお願いいたします。

【保健福祉部参事兼医薬・生活衛生課長】

引き続き、医薬・生活衛生課から御説明させていただきます。資料3になります。先程の実績報告でも少し触れさせていただきましたが、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（4期計画）につきましては、今年度で計画の最終年度となりますことから、今年度、次期計画である5期計画を策定することとしております。

令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする5期計画につきましては、昨年度2月に開催いたしました第33回の当会議におきまして、現状と課題、5期計画の目指すべき方向をお示しし、骨子案について御意見をいただいたところです。

この後、計画の素案について御協議いただきますが、それに先立ちまして、前回の会議で

協議いただきました骨子案について御説明いたします。

資料の御説明に入る前に、先程、令和6年度実績報告書の素案として御説明申し上げましたが、4期計画では、3つの基本目標、14の施策目標を掲げて、45の個別事業を実施しております。その中で20の項目について、指標を設定しております。現在、計画の最終年度の目標達成に向けて取り組んでいるところであり、一部、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もありましたが、全体としてはおおむね順調に進んでいるものと考えております。

また、食品衛生法等の法令改正への対応や放射性物質対策等につきまして、現状に応じて一部見直しを図る必要はあるものの、現状と課題については4期計画から大きな変更はないものと考えております。資料3の5期計画骨子案を御覧ください。左側の緑の部分が4期計画の骨子を、また、右側の黄色の部分に前回御協議いただいた5期計画の骨子案を記載しております。

5期計画として目指すべき方向性ですが、5期計画（案）の趣旨の欄を御覧ください。とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例に定められている、本計画の目的である「食の安全」と「食の安心・信頼性の確保」のためには、食品の安全性が科学的な根拠に基づき確保されていることに加えて、その取組を消費者、生産者、事業者、行政等の関係者が情報を共有し、相互の信頼性が高まることにより、食に対する安心を得ることができるところから、基本目標の1つ目を「生産から販売に至る各段階における食の安全の確保」、基本目標の2つ目を「消費者の食に対する信頼性の確保」といたしました。更に、食の安全を将来にわたり継続的に確保するためには、食品の安全に関わる全ての関係者が、それぞれ正しい知識や高い専門性を持つことが重要でありますことから、基本目標の3つ目を「将来にわたる食の安全の確保」として目的別に基本目標を整理し、これらを骨子の3本柱として御協議をいただいたところでございます。

前回の会議でいただきました骨子案への御意見を踏まえまして、変更した点を吹き出しで記載しております。

まず、基本目標2ですが、当初は「消費者の食に対する安心・信頼性の確保」としておりましたが、「安心」というのは、消費者の主観の要素が大きく、行政が目指すのは信頼の確保とすることが適切であるとの御意見をいただき、「安心」の語句を削除し「消費者の食に対する信頼性の確保」といたしました。

また、基本目標3（1）ですが、①「食の安全を守る職員の資質向上」、②「将来にわたる食の安全に取り組む人材の育成」としておりましたが、項目を見ただけでは内容が伝わりにくいとの御意見をいただきました。対象は何か、そして何をするのが分かりやすくなるよう、①「専門的な知識を有する職員の資質向上」、②「将来に向けた、食品安全に関する理解促進及び人材の育成・支援」といたしました。以上が、前回御意見をいただきました箇所修正を加え、骨子の最終案、そして、これが次期計画となる5期計画の施策目標となります。次に資料4を御覧ください。骨子の最終案に沿った各種施策の展開について、改めて施策目標を設定し、庁内の関係する27の部署から提出された個別事業を整理いたしました。4期計画では45の施策の展開、個別事業を実施して参りましたが、5期計画における施策

目標案としましては、内容を改めて検討し、39の施策の展開、個別目標に整理しております。

4期計画では、放射性物質対策を各施策目標に位置付けておりましたが、必要な対策は既に定着しており、また、出荷制限の解除に伴い対策の目的が達成したと判断される事業もありますので、それらに関する4事業（5番、10番、12番、29番）は終了としたいと考えております。

また、行政が行う監視指導、相談体制に関する事業が基本目標間で重複しておりましたので、こちらも整理いたしております。具体的には、施設や表示の監視指導等について4期計画の19番、20番、25番を5期計画に向けて16番、17番へ集約、食品の検査について24番と26番を21番に集約、食品のリコール制度について22番と32番を19番へ集約、そして、相談体制についても37番と38番を26番へ集約したいと考えております。今回、5期計画の策定に向けて新たに追加を予定しておりますのが、9番の水産流通適正化法の理解促進及び34番の食品衛生に関する調査研究の推進となります。資料5を御覧ください。こちらは、資料4で御説明しました施策の展開、個別事業に関する指標の一覧となります。資料4同様、左が4期計画、右が5期計画策定に向けての内容となります。国や県の各種事業の実施状況や食を取り巻く現状を勘案し改めて整理しております。4期計画をもって終了としたい指標は灰色に網掛けとなっている部分で5指標であり、他の指標は継続又は一部目標値の見直しを行っております。5期計画で新たに設定したい指標については4つございまして、太線で囲まれたものとなっております。個別事業、指標の詳細につきましては、この後御説明いたします。

それでは、早速ですが、5期計画の素案につきまして、はじめに農政部関連項目について御説明いたします。

【農政部次長】

資料5の5期計画指標案一覧及び資料6の5期計画素案を用いて御説明いたします。資料6の1ページをまず御覧いただきたいと思っております。基本目標1の生産から販売に至る各段階における食の安全の確保につきましては、生産段階における農産物、畜産物、水産物、特用林産物ごとに施策目標を設けており、主に農政部に関する項目でございます。（1）施策目標①安全な農産物の生産の推進についてでございますが、農作物の安全確保を図るため、生産段階においては、農薬や肥料の適正な使用や衛生管理等を徹底するとともに、生産者自らが生産工程管理の実施、記録点検強化を行うことにより、持続的な改善を推進することとしたいと考えてまして、4つの政策展開、個別事業と2つの指標を検討しているところでございます。資料5の比較表にお戻りいただきまして、4期計画の1つ目に県GAP規範に基づく取組及び農場点検を行う組織につきましては、先ほども御説明いたしました、国の方針でGAPという名称を使用できるものが非常に限定的になってしまったことなどGAPを巡る諸般の事情を踏まえまして、GAPの指標から変えて新たに農薬管理指導士の新規認定者延べ数を1つ目の指標として設定したいと考えております。県としましては、引き続きGAPの考え方を生かした取組の推進を農業団体様と連携して進めていくこととしておりますが、

その中で特に安全のリスク確保に向けまして重要な農薬の適切な管理、使用に関する項目を新たな指標として掲げて参りたいと考えてございます。農薬管理指導士につきましては、そちらにあるような数字でございますけれども、農薬使用者、農薬販売者及び営農指導員、JA グループの営農指導員の皆様などを対象に、農薬に関する専門的な研修と研修内容の習熟度合いを判定するための試験を実施しまして、一定水準以上の知識を有する者を育成する取組となっております。2つ目のイ．農薬使用者・農薬販売者に対する立入検査件数につきましては、4期計画からの継続の指標になります。県内の農薬販売届出をしている店舗数は約1,000件ございますが、おおむね5年に一度、農薬取締法に基づく立入検査を実施できるように計画しており、引き続き農薬使用者及び農産物等の安全性を確保していく考えです。3つ目の天敵農薬の使用面積につきましては、計画の骨子組み換えに伴い、資料6の8ページ、基本目標3将来にわたる食の安全確保の中の(3)①の指標へと移動しております。天敵農薬とは、先ほども御説明をしましたが、農薬として登録された害虫を食べる昆虫や微生物などのことでございますが、天敵農薬の活用を含む総合的病害虫雑草管理、いわゆるIPMの様々な手法により、環境に配慮した農業の推進に寄与するものと考えます。続きまして、資料6の1ページ下段を御覧ください。施策目標②安全な畜産物の生産の推進につきましては、家畜の飼養衛生管理の更なる向上、動物用医薬品の適正使用などを図ることにより、安全な畜産物の供給を推進することとし、3つの政策展開、個別事業と3つの指標を検討しております。再び資料5にお戻りいただきますと4期計画で定めていた1つ目の指標「動物医薬品、飼料等に関する指導・検査数」につきましては、家畜保健衛生上による動物用医薬品店舗販売業など及び医薬品使用者、こちらは畜産農家への立入検査と、農業総合研究センターによる飼料製造業などへの立ち入り検査の実施件数でした。こちらは、これまで行ってきた中で軽微な指導事例はあるものの適正な使用実態調査や立入検査、収去検査などで適性を確認できていることから削除することを検討しております。また、4期計画中2つ目の指標でありました「HACCP方式に基づく管理手法の指導（農家指導実施件数）」につきましても変更しまして、代わりにHACCPの基礎となります、家畜生産農場における衛生管理対策の指導を行い、これを5期計画の1つ目の指標とすることを検討しております。4期計画の3つ目として設定していた「人獣共通感染症のサーベイランスの強化（家畜飼養農場に対する高病原性鳥インフルエンザウイルス検査実施件数）」につきましては、特定家畜伝染病防除指針が改正されたことによりまして削除をしておりますけれども、鳥インフルエンザウイルスの検査も対象であることには全く変更はございません。3つ目「家畜生産農場における薬剤耐性菌の調査」ですが、生産時点での衛生管理のみならず農場における不明疾病の原因究明を行う病性鑑定の実施により安全な畜産物の生産につなげる考えであります。資料6の2ページを御覧ください。施策目標③安全な水産物の生産の推進につきましては、水産用医薬品の適正使用などの養殖衛生管理の更なる向上を図ることにより、安全な水産物の供給を推進することとし、2つの政策展開、個別事業と1つの指標を検討しています。養殖衛生管理に関する指導実施事業者数につきましては、基本的に全事業者、養殖事業者及び漁協57者を巡回指導対象として指標を継続することとしたいと考えております。なお、

4期計画で指標としていた各漁協管内における放射性物質モニタリング検査ですが、県内水産物の放射性物質に係る規制は全て解除され安全性は確認されていることから、指標としては削除いたします。しかし、モニタリング検査自体は引き続き取り組んで参りたいと考えております。農政部からの説明は以上となります。

【保健福祉部参事兼医薬・生活衛生課長】

続きまして、環境森林部、そして保健福祉部の関連項目につきまして御説明申し上げます。

資料6の2ページを御覧ください。基本目標1(1)④安全な特用林産物の生産の推進についてでございます。特用林産物、原木しいたけでございますが、放射性物質低減のための栽培方法として、「栃木県きのこ安全栽培ガイドライン(仮称)」を作成し、このガイドラインに基づいて栽培することにより、安全な原木しいたけの流通を図っていきたくと考えておりますことから、個別事業といたしましては、引き続き、10番「特用林産物の放射性物質対策による安全な生産促進」及び11番「特用林産物の生産再開への支援」としております。

また、指標ですが、東日本大震災の際の福島第一原子力発電所の事故の影響により、野生の山菜ときのこにつきましては、現在も出荷制限区域がありますことから、引き続き「野生山菜・きのこ販売所の巡回」とし、全ての販売所を年1回以上指導することにより、適正な流通の確保に努めて参りたいと考えております。次に、3ページを御覧ください。基本目標1(2)①食品等事業者による衛生管理の推進ですが、こちらはHACCPに沿った衛生管理の更なる定着の促進を図るとともに適正な食品表示の実施により信頼される食品供給の推進を図っていきたくと考えております。引き続き、食品衛生法に基づきHACCPに沿った衛生管理の定着促進を進めるとともに、保育所、学校給食等における食品による事故の発生予防等に取り組んで参ります。

HACCPの定着促進に関する指標についてでございますが、大規模及び広域流通食品製造事業者への専門監視は、5期計画においても引き続き実施することとする一方、小規模事業者に対する5項目点検につきましては、今年度で指標をおおむね達成予定であること、4期計画の5年間の点検により事業者におけるHACCPの取組で特に苦勞されている項目が重要管理ポイントの設定及び記録に関する部分であることが把握できましたことから、今後はこの点に重点をおいて、関係事業者全てがその規模や状況に応じた法令に基づくHACCPに沿った衛生管理が適切に行えるよう、監視指導の機会等を通じて定着促進に丁寧に取り組んでいくこととし、取組具合の指標としては終了することとしたいと考えております。次に4ページを御覧ください。基本目標1(2)②食品等事業者に対する監視指導の充実ですが、こちらは「栃木県食品衛生監視指導計画」等に基づき、重点的かつ効率的、効果的な監視指導を行うこととしております。この監視指導計画は食品衛生法に基づき年度ごとに策定しているものであり、その計画目標そのものを指標とすることとしたいと考えております。

4ページ下段を御覧ください。基本目標1(3)①食品安全行政の総合的な推進ですが、こちらは食の安全確保に関する全庁的な推進体制である「栃木県食品安全推進本部」を中心として総合的な施策の推進を図るとともに、部局横断的に問題の解決を図ることとしたい

と考えております。指標としましては、食品安全管理体制の維持運営の一つとして、残留農薬の一斉分析における検査項目数を掲げております。4期計画では270項目を維持することを目標としておりましたが、5期計画では令和6年度時点の検査可能項目数を維持することとして、300項目以上としたいと考えております。これは、国内及び海外で使用されている農薬をほぼ網羅できる数字であり、検査の信頼性を確保するための取組を適切に行いつつ、検査項目数を維持していくことを目標にしたいと考えております。5ページの一番上を御覧ください。基本目標1(3)②健康危機管理体制・対応の強化でございますが、こちらは食の安全に関わる緊急事態に対して、引き続き栃木県食品安全推進本部を中心として迅速かつ的確に対応することとしたいと考えております。食品に起因する大規模、重篤等の健康被害が見込まれた場合に栃木県食品安全推進本部を中心とした情報収集並びに県庁内の関係部局、関係機関と連携して迅速かつ的確に対応することや「栃木県食中毒処理要綱」に基づく食中毒の原因究明、「農薬緊急事案対応マニュアル」による残留農薬への対応等、緊急事態へ迅速に対応して参りたいと考えております。

続きまして、その下の基本目標2「消費者の食に対する信頼性の確保」の(1)①事業者、行政からの情報の発信ですが、こちらは食の安全に関して消費者、事業者に対して迅速かつ分かりやすい情報発信を行うとともに、消費者の食の安全に関する知識の習得の支援に努めていくこととしたいと考えております。食の安全に関する講習会等の実施や食品安全に関する情報共有の推進は継続することとし、指標に関しましては、食の安全に関する情報発信回数を年間50回以上としたいと考えております。この目標につきましては、定期的な情報発信の確保のため4期計画に引き続き回数による指標設定を予定しておりますが、SNSの閲覧数等により県民の皆様への情報の到達状況を注視しながら、国等の有用情報のリポストなど更なる内容の充実を図っていききたいと考えております。

6ページを御覧ください。基本目標2(2)①消費者、事業者、行政間の相互理解の推進と支援でございます。こちらは、食品供給に関する信頼性の向上を図るため、消費者、事業者、行政間での意見交換や交流により、引き続き相互理解の促進を図ることを考えております。特に、消費者、事業者、行政間で相互に情報を共有し意見を交換するリスクコミュニケーションの手法を用いた取組により、より正確に生産や製造等の実情を消費者に伝え、顔の見える関係性を構築することにより、信頼性を深めることが重要と考えております。

現状といたしましては、一般県民や食に対する関心が高い世代を対象に設定する予定でございます。ここ数年は子育て世代を対象としたリスクコミュニケーションの場を設けるなど年2回開催しております。指標につきましては、5期計画においてもこの「2回」を維持することとし、県としてリスクコミュニケーションを実施するための場の設定を「年2回以上」といたしました。

資料の6ページから7ページにかけてを御覧ください。基本目標3「将来にわたる食の安全の確保」の(1)②将来に向けた食品安全に関する理解促進及び人材の育成・支援でございます。こちらは、食中毒の予防など食品の安全性に関する基本的な知識は子どもの頃から習得し日常生活において習慣化することが必要であること、食品事故等を予防するために

は全ての食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理を正しく理解し適切に取り組むことなどが必要でありますことから、子どもの頃からの食品の安全性に関する理解の促進及び将来食品業界に関わる生徒や学生など自ら食の安全に携わる人材の育成に努めることを考えております。個別事業といたしましては、食品の安全性に関する知識を伝えるセミナーの開催や小・中学生、また、食品に関する学科で学ぶ高校生、更に栄養士、調理師、製菓衛生師養成施設等の生徒・学生等を対象とした食品の安全性に関する知識習得への支援といたしました。4期計画では「県内小中学校を対象とした講習会の実施市町数」について宇都宮市を除く 24 市町を5年で一巡することを指標としておりました。4期計画の5年間を通して、県内各市町に対して食品安全に関する教育の必要性はおおむね周知できる見込みであることから、5期計画におきましては指標として県内小学校における講習会を受講した児童の「理解度」といたしました。この「理解度」につきましては、講習会実施後のアンケートによる把握を想定しております。令和6年度の講習会受講後のアンケート調査結果として、食品表示、食中毒予防、正しい手洗いの方法について「内容がよくわかった」と回答した児童が91%という実績を参考に、その理解度がより深まるよう講習の内容等を見直しながら5期計画最終年度の令和12年度までに95%以上を目指したいと考えております。

主な変更点を中心に申し上げて参りましたが、次期計画5期計画の素案についての説明は以上となります。よろしく申し上げます。

【会長】

ありがとうございました。今日は事務局からの説明がたくさんあり、かなり時間を費やしてしまい議論の時間がタイトになってしまって申し訳ございませんでした。質問については時間の関係もございますので、お1人、2人くらいになります。

【委員】

御説明ありがとうございました。まず資料3の趣旨のところですが、食品の生産から消費に至るといのが一貫性であると思っておりますので、「食品の生産から消費に至るまで一貫して安全を確保するために、確実、継続的に政策を推進する。それによって県民からの信頼を構築、維持することを目指して策定する」のではないのでしょうか。理由として、将来を見据えたというのが何かがよく分からずにいたのと、安全性と信頼性が、食品の生産から消費に至るまでの安全性と信頼性、とはあまり使われてないと思い日本語をそのように考えました。御検討いただければと思います。後の文言は全然気になりませんでした。資料5の御説明を御丁寧にありがとうございました。まず、GAPの名称が使えないということは、重々理解しております。GAPの中に5つの柱があって、そのうちの1つが食品安全だったと思います。その中で特に農薬を強調してGAPは言っているものではなくて、食の安全の中には微生物の問題とか食中毒を起こさないとか異物混入とかがあったと思います。それを農薬管理だけに注力してしまったら後退しているようなイメージになってしまわないかというのが、せっかくこれまで県として推進して海外輸出もできるような形で頑張ってきておられたのが、後退したイメージになってしまうのではないかと。この指標が悪いという意味ではなくて、どこかに指標の説明があったほうが農薬だけに注力してしまっているイメージになるのを

避けたいと思いました。その関連で、先程、小規模事業者の HACCP についても指標を廃止するというところで、指標としないことに関して言うことはありませんが、例えば基本目標の 1 (2) ②食品関係施設に対する監視指導に含まれるという説明で、廃止という言葉は使わない方がいいのではないかと思います。そして、先ほど最後に小学校のお話があったと思うのですが、確かに5年で全部回るというのは分かるのですが、小学生は卒業していきます。1年生は5年経つと5年生になるということからすると、一定の何かが得られたから指標を変えるという理由にはならないのではないかと考えております。そして、なぜここの理解度を聞くのかと考えてしまっています。というのは、例えばリスコミの場を設定しますという目標だったら分かるのですけれども、来た人の理解度を見ます、というものは指標としてありません。かつ、監視指導に行った時に先ほどどなたかが御質問されていましたが、その効果についての指標もありません。なぜこの小学生だけ効果についての指標を入れているのかというのは少し違和感があります。その場合、他のところも効果についての指標を入れないとよろしくないのではないかと思います。私は、やはり学校教育の中以外で、きちんと食品について農業から、その生産から食べるところまでの一貫した学びができる場が、やはり県として、別途学校教育とは別の場で設定しているというところだけでも、立派な指標ではないかなと個人的には思っています。

【会長】

ありがとうございました。時間の関係もございますので、事務局は今の委員の御指摘、御要望が具体的なところがありますので受け止めていただいて御検討ください。また何かありましたら委員と個別にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。他にございますか。

【委員】

資料4の5期計画の施策の展開案の中の放射性物質対策に関する部分で5期計画には含まれない部分があるのですが、まず確認ですけれども、これは要するに、特用林産物を除く農産物、畜産物、水産物、野生鳥獣肉のモニタリング検査は次期計画の中ではやらない方向で考えているということなのか、まずそこからお伺ひしたいです。

【会長】

事務局、いかがですか。

【農政部次長】

モニタリングそのものは基本的には規模を減らしますが実施していきます。ただ、農産物に関しては安全性が確保されているものですから、この計画の中ではそれを指標とはしないということでございます。

【委員】

では、モニタリングは継続してやるということですね。なぜこのようなことを聞くかというと、原発事故後の原子力緊急事態宣言というのはまだ解除されていません。そこの整合性というのは県の政策の中でも当然図られるべきと思っておりますので、その点は踏まえた上で検査継続を希望したいと思います。以上です。

【会長】

ありがとうございます。事務局よろしく申し上げます。他にございますでしょうか。

それではもう一点、説明に時間を要しますので、報告事項の令和6（2024）年度栃木県食品衛生監視指導計画の実施結果について、事務局から御説明をお願いいたします。

【食品安全推進班長】

令和6年度の栃木県食品衛生監視指導計画の実施結果について説明させていただきます。食品衛生監視指導計画は、食品衛生法第24条で都道府県等が地域の実情を勘案して毎年度定めることとしており、これに基づき策定しているものです。また、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画でも監視指導計画の結果について指標としているところでございます。資料としましては、資料8が13ページから構成されている全体版、資料7が概要を両面一枚にまとめたものになります。結果については資料7の概要版に沿って説明させていただきます。1 監視指導の実施に関する事項について説明いたします。まず、ア営業施設への立入検査につきましては、県内の健康福祉センター、いわゆる保健所が実施した営業施設への立入検査結果になります。計画数6,160件に対して達成数は6,474件、達成率は105.1%となりました。違反件数の14件につきまして御説明しますと、令和6年6月に完全施行された食品衛生法への未対応が4件、給食施設での運用の変更への未対応2件があり、このような法律や運用の変更などに伴う事業者の対応の漏れについては、丁寧に説明して対応しております。他に代表者変更時の引き継ぎの不備等による件が2件、取得許可で可能な範囲を逸脱した営業行為をしていた件、営業施設を移転して旧施設を廃止したにもかかわらず営業行為が継続されていた件、また、許可を得ていなかった経過が分からなかった件などもありましたが、いずれも指導により直ちに営業を中止し、許可を取得して再開しました。イとウについては資料を御覧ください。

2 食品等の検査に関する事項でございます。県内で生産、製造、加工又は販売される食品等を対象とした行政による収去検査につきましては、1,814件の計画に対して1,877件実施し、103.5%の達成率となっております。検査の結果、違反となった食品は1製品で2項目、添加物の亜硝酸根とソルビン酸の超過がありました。当該製品につきましては、保健所職員が廃棄に立ち会い、適切な製造の徹底について指導いたしました。これは、結果的には一般には流通しておりません。また、違反ではありませんが、アレルゲンを含む食品で2件の不適がありました。1件は小麦の表示のない和菓子で小麦の反応があり、調べたところ酵素製品という原材料に小麦由来の製品が含まれていることが判明したものであります。これにつきましては、注意喚起の表示をするよう指導しました。もう1件は、うどんの製品からそばが検出されたというもので、これは同じ製造ラインでそば製品を製造しているとの注意喚起の表示がありましたけれども、注意喚起レベルにしては含有量が多かったということで、製造に当たって適切な衛生管理を徹底するよう指導しました。3 食中毒等健康危機発生時の対応に関する事項です。昨年度は11件の食中毒で169名の患者が発生しました。4件の発生があったカンピロバクターにつきましては、1件は原因施設不明となりましたけれども、それ以外の3件につきましては原因食品の特定には至りませんでした。いずれも

加熱不十分の鶏肉や鶏内臓を喫食しており、これらが原因になったのではないかと思われ
ます。引き続き、鶏肉や鶏内臓の十分な加熱の重要性について啓発して参りたいと思いま
す。また、ウエルシュ菌による食中毒は比較的患者が多くなりやすいものなのですが、昨年度
当県で発生した事例でも96名の患者が発生しました。引き続き、調理から喫食までの間の食
品の温度と時間の管理の徹底などについて啓発に努めて参ります。4についてはリスクコ
ミュニケーションや各種講習会などについての実施結果です。こちらも資料を御覧くださ
い。以上、違反が確認された結果などを中心に説明させていただきました。

令和7年度におきましても、引き続き監視指導計画に基づく効果的な監視指導の実施に
努め、食品の安全性の確保に万全を期して参りたいと考えております。

以上で、令和6年度の栃木県食品衛生監視指導計画の実施結果についての説明を終わ
ります。

【会長】

ありがとうございました。毎年度しっかりと実施計画を分析、報告していただきまし
て本当にありがとうございます。このことについても最後でございますが、全体を通じて何
かございますでしょうか。

【委員】

何かと話題の小規模事業者が多い団体でございます。本当に今日の会議の中で県の保健
福祉部、行政の皆さんをはじめ、おそらく人員、予算も厳しい中でいろいろな細かい点で御
検討いただきありがとうございました。私たちは今日の委員の皆様の指導を受けて、未実施
の項目が1つでもなくなるように改めて頑張っていかなければいけないと思っております。
私たちの団体の目的は、やはり食を通じて県民の消費者の方々の安全・安心を通して食の喜
びと幸せを与えるということですので、皆様の御指導、委員の方々の意見を取り組んで、こ
の項目が1つでも少なくなるように頑張っていきますので、これからも御指導よろしくお
願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。それでは最後になりま
すが、副会長から全体を通じて御意見を賜りたいと思います。

【副会長】

本日は議題の2で次期計画の素案が提示されました。いろいろ項目があったのですけれ
ども、基本的には食の安全ということが完全ベースになっております。食の安全、もう少し
分かりやすく言うと、食べ物によって人の健康に障害が起こらない、健康の障害とは短期的
には食中毒でしょうし、長期的にも健康障害は、例えば発がん性などもあると思います。そ
のようなことが起こらないようにということで計画を立てていただくということでござい
ますけれども、今回、4期計画からの変更点等が示されました。最近思うのですけれど、例
えば15年くらい前ですと食中毒は夏場に多かったです。ところが、ノロウイルスの出現で
状況が変わってきました。それにもう1つ、アニサキスも出てきて、また季節性も変わっ
てきました。ノロウイルス感染症は一般に冬の病気だったのですが、今年は春先になっても夏

場になっても減りません。宇都宮市でも食中毒ではないですけれども、先月になっても集団感染が起きました。ノロウイルスなどは生き物であり、そういう意味では、計画自体もこちら側も、それに対してきちんと対応できるよう進化していくものであると私自身思いまして、今日の素案を拝見しておりました。これをもっと最終的には具体的な案にして、本年度中に完成させていただくことになると思うのですが、そういったことも含めて、是非今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。以上、本日の感想でございます。

【会長】

大変総括的な重要な点をまとめていただきまして本当にありがとうございました。今日は時間の関係もございまして、事務局からの説明の時間が非常に長く、委員の皆様全員から御意見を聞くことができませんでした。次回は皆様からももう少し十分御意見、御質問を賜りたいと思ひます。今日御発言いただけていない委員の皆様もおられましたので、何かありましたら、また、御発言いただいた委員の皆様も含めて事務局に是非補足の御意見、御質問を賜りたいと思ひます。事務局と私の方でまた整理して次回に向けて準備をしたいと思ひております。今日は5期計画案の具体的なところが出て参りました。副会長からも大いに進化しているというお話がございました。全くそのとおりだと思ひます。やはりこの第34回のとちぎ食の安全・安心推進会議というのは、大変な蓄積を得てこの栃木県の信頼性というものが非常に強固なものになってきたということを経験を通じて改めて痛感したところでございます。委員の皆様におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。本日の会議を終了させていただきます。是非、事務局におかれましては、今日の御意見、御提案等を更に次期の5期計画にも反映していただきまして、より県民の皆様の安全・安心が守れるようお願いをしたいと思います。

本日は長時間にわたり熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返ししますので、よろしくお願ひします。

【司会】

会長、副会長、本当にありがとうございました。また、委員の皆様には大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。次回の本会議の開催につきましては、第2回目の会議を令和8年1月頃に予定をしております。よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、第34回とちぎ食の安全・安心推進会議を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。